

農業農村整備事業実施計画（継続）

【111（112）百万円】

対策のポイント

国の重要課題に対応した農業農村整備事業に対し実施計画策定費を補助することで、事業の効率的かつ円滑な推進を目指します。

（背景）

食料・農業・農村基本法において、優良な農地、農業用水や担い手の確保を通じた農業の持続的な発展を図り、これらの農業生産活動を通じて多面的機能が適切かつ十分に発揮されることが求められています。

政策目標

優良農地の減少傾向に歯止めをかける

407.5万ha（17年度） 405万ha（21年度）

< 内容 >

農業農村整備事業の計画段階において、優良農地の確保と育成すべき担い手に農地集積を図る生産基盤整備、農業集落形態等に配慮した土地利用の整序化と一体に実施する集落整備、及び農村固有の自然環境、良好な景観、資源の循環利用などの公益的機能の維持増進に資する整備を行う各事業について、実施計画策定費を補助し、計画的かつ効率的な事業実施を目指します。

< 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 都道府県、市町村等
2. 補助率 1 / 2
3. 事業実施期間 平成12年度～

[担当課：農村振興局企画部事業計画課（03 - 3501 - 3748（直））]